

第百七十四回国会 参議院 厚生労働委員会 會議録第九号

平成二十二年三月二十六日(金曜日)

午後零時四十分開会

委員の異動

三月二十六日

補欠選任

徳永 久志君
塚田 一郎君
森田 高君
伊達 忠一君

出席者は左のとおり。

委員長 柳田 稔君
理事 小林 正夫君
津田弥太郎君
森 ゆうこ君
衛藤 晟一君
山本 博司君
足立 信也君
家西 悟君
梅村 聡君
島田智哉子君
下田 敦子君
辻 泰弘君
長浜 博行君
森田 高君
石井 準一君
石井 みどり君
中村 博彦君
南野知恵子君
丸川 珠代君
木庭健太郎君
小池 晃君

委員

国務大臣

厚生労働大臣

長妻 昭君

副大臣

厚生労働副大臣

細川 律夫君

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

山井 和則君

事務局側

常任委員会専門員

松田 茂敬君

本日の会議に付した案件

○雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柳田稔君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、徳永久志君及び塚田一郎君が委員を辞任され、その補欠として森田高君及び伊達忠一君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。長妻厚生労働大臣。

○国務大臣(長妻昭君) ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、我が国では、雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあり、特に、非正規労働者の雇用の安定や雇用保険財政の安定的な運営に大きな影響を与えているところであります。

このような状況に対応し、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために所要の措置を講ずる

こととし、この法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。まず、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、一般被保険者の適用範囲を拡大することとし、週の所定労働時間が二十時間以上であって三十一日以上雇用見込みの方に

ついては、雇用保険の適用対象にすることとしております。また、事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた方について、二年以上前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、事業主が届出を行わなかったことにより所定給付日数が短くなる不利益が生じないようにするため、現行制度において週及可能な二年を超えて週及して適用できることとしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。二年を超える週及適用の対象となつた方を雇用していた事業主が、事業開始時に必要な保険関係成立の届出を行つていなかった場合には、保険料の徴収時効である二年経過後においても、保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨することとしております。

また、現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策の実施に必要な財源を確保するため、平成二十二年年度における雇用保険二事業の保険料率については、弾力変更の規定は適用せず、原則の〇・三五%とすることとしております。

第三は、特別会計に関する法律の一部改正であります。雇用保険二事業の安定的な運営を確保するため

に、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することができるとしてあります。

なお、この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとしてありますが、週及適用に関する部分は、公布の日から起算して九か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(柳田稔君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)
第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十六条の二」に、「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

第六条中「(各号)を削り、同条第一号の二及び第一号の三を削り、同条第二号を次のように改める。

二 一週間の所定労働時間が二十時間未満で

ある者（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

第六条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

四 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第二百二十四条又は第三百四十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

第十条の四第三項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第十四条第二項中「各号」を削り、同項第二号中の「日」の下に「（第二十二條第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日）」を加える。

第二十二條に次の一項を加える。

5 次に掲げる要件のいずれにも該当する者（第一号に規定する事実を知つていた者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

労働省令で定める日」とする。

一 その者に係る第七條の規定による届出がされていなかったこと。

二 厚生労働省令で定める書類に基づき、第九條の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第三十八條第一項中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「季節的に雇用されるものうち次の各号のいずれにも該当しない者」に改め、同項各号を次のように改める。

一 四箇月以内の期間を定めて雇用される者二 一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

第四十二條中「雇用された者」の下に「及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された者」を加える。

第四十三條第一項中「及び第六條第一号の三の認可を受けたもの」を削り、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者

第四十三條第二項中「場合」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された場合」を加え、同条第三項中「雇用された日雇労働被保険者」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された日雇労働被保険者」を加え、同条第四項中「第二号」を「第四号」に改める。

第五十六條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例）」を付し、同条第三項中「において、」の下に「第一項中」を加える。第五十六條の二を第五十六條の三とし、第三

章第四節中第五十六條の次に次の一条を加える。

第五十六條の二 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された後に離職した場合前条第一項本文に規定する場合を除く。）には、その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四條の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなすことができる。ただし、その者が第四十三條第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により第十四條の規定による被保険者期間を計算することによつて同条第二項第一号に規定する受給資格、高齢年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七條に規定する賃金日額を算定する場合

には、日雇労働被保険者であつた期間のうち、同条第一項に規定する算定対象期間における被保険者期間として計算された最後の六箇月間に含まれる期間において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額を当該期間に支払われた賃金額とみなす。

3 第一項の規定は、第二十二條第三項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四條の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなす」とあるのは、「当該日雇労働被保険者であつた期間を第二十二條第三項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間に該当するものとして計算する」と読み替へるものとする。

第六十條第五項中「第五十六條の二第四項」を「第五十六條の三第四項」に改める。第六十一條の二第四項中「第五十六條の二第一項第一号」を「第五十六條の三第一項第一号

口」に改める。

第七十二條第一項中「第五十六條の二第一項」を「第五十六條の三第一項」に改め、「第六條第一号の二の時間数又は」を削り、「この基準」の下に「又は第三十八條第一項第二号の時間数」を加える。

第七十九條の二中「第五十六條の二第一項」を「第五十六條の三第一項」に改める。附則第九條中「第五十六條の二」を「第五十六條の三」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

五 特例納付保険料

第十二條第六項中「第三十條」を「第三十一條」に改め、同条第七項中「第三十條及び第三十一條」を「第三十一條及び第三十二條」に改める。

第十五條の二中「第三十條」を「第三十一條」に改める。

第二十一條の二第二項中「第二十六條及び第二十七條」を「第二十七條及び第二十八條」に改める。

第二十二條第三項中「第三十條第一項」を「第三十一條第一項」に改める。

第二十三條第一項中「第三十條、第三十一條」を「第三十一條、第三十二條」に、「つど」を「都度」に改める。

第三十二條を削り、第三章中第三十一條を第三十二條とし、第二十六條から第三十條までを一条ずつ繰り下げ、第二十五條の次に次の一条を加える。

（特例納付保険料の納付等）

第二十六條 雇用保険法第二十二條第五項に規定する者（以下この項において「特例対象者」という。）を雇用していた事業主が、第四条の規定により雇用保険に係る保険関係が成立し

ていたにもかかわらず、第四条の二第一項の規定による届出をしていなかった場合には、当該事業主（当該事業主の事業を承継する者を含む。以下この条において「対象事業主」という。）は、特例納付保険料として、対象事業主が第十五条第一項の規定による納付する義務を履行していない一般保険料（同法第十四条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであつて、その徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。）の額（雇用保険率に応ずる部分の額に限る。）のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 対象事業主は、前項の規定により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。

4 政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これを対象事業主に通知するものとする。

5 対象事業主は、第三項の規定による申出を行った場合には、前項の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。

第三十五条第三項中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。
附則第十一条を次のように改める。

（雇用保険率に関する暫定措置）
第十一条 平成二十二年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同条第八項の規定は、適用しない。
附則第十二条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）
第三条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二条第二項中「印紙保険料の額」の下に「徴収法第二十六条第一項の規定に基づく特例納付保険料の額」を加える。
附則第二十条の二の次の一条を加える。
（雇用勘定の積立金の特例等）
第二十条の三 平成二十二年度及び平成二十三年度において、第二百二条第三項の規定による雇用勘定の積立金は、同条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

2 平成二十二年度及び平成二十三年度においては、雇用勘定において、各年度の第二百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第二百四条第四項の規定により雇用安定資金から補正してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足を補正することができる。

3 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補正した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第二百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第二百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補正した金額の総額の合計額に相当する金額に達するま

での金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第二百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額とあるのは、必要な金額を、及び附則第二十条の三第三項の規定による組入金とする。」

4 前項の規定による組入金の総額が第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び第二項の規定により補正した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「加減した額」とあるのは「加減した額並びに当該会計年度までの特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補正した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額の合計額」と、同条第八項中繰り入れられた額とあるのは「繰り入れられた額及び特別会計に関する法律附則第二十条の三第三項の規定による組入金の額」と、「加減した額」とあるのは「加減した額から当該会計年度までの同条第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補正した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額を控除した額」とする。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二條に一項を加える改正規定、第二條の規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三

三十一條第二項ただし書の改正規定を除く。）、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（適用除外に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（附則第四条において「新法」という。）第六條第二号から第五号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

（短期雇用特例被保険者に関する経過措置）
第三条 第一条の規定による改正前の雇用保険法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者であつて、離職の日が施行日前であるもの及び施行日以後引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され離職したものに對する特例一時金の支給については、なお従前の例による。
（被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置）
第四条 新法第十四條第二項第二号及び第二十二條第五項の規定は、離職の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

（労働者災害補償保険法の一部改正）
第五条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。
第十二條の三第三項中「第二十六条、第二十八条、第二十九条」を「第二十七条、第二十九条、第三十条」に改める。
第三十一条第一項第二号中「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条第二項ただし書中「第二十二條の二第四項」を「第二十二條の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十六条、第二十八条、第二十九条」を「第二十七条、第二十九条、第三十条」に改める。
（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する

法律の一部改正

第六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第七条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第六項及び第七項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。)であつた者であつて、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であつて、施行日以後引き続き職員であるものに対する前条の規定による改正後の同法第十条第六項及び第七項の規定の適用については、なお従前の例による。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第二十六条から第二十九条まで」を「第二十七条から第三十条まで」に改め、同項の表附則第十二条の項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正)

第十条 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)

第十一条 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第二十六条から第二十九条まで」を「第二十七条から第三十条まで」に改め、同項の表附則第十二条の項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第三項中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

第六十六条第四項中「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十八条、第二十九条」を「第二十九条、第三十条」に改める。

(社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。